

ID: 307

担当部署: 農政課

処分の概要	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認
法 令 名 根 拠 条 項	土地改良法 第3条第1項第2号
法 令 番 号	昭和24年法律第195号

【基準】

法第3条第1項第2号の規定による。

(土地改良事業に参加する資格)

第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者
- (2) 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

申請に当たっては、政令第1条の3第1項及び省令第2条第2項の手続による。

政令第1条の3第1項

(土地改良事業に参加する資格の申出等)

第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

省令第2条第2項

(事業参加の申出)

第2条

2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積
- (4) 申出の理由
- (5) その他必要な事項

標準処理期間	7日(省令第2条第3項)		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日